

教育・保育施設に係る利用定員について

令和 7 年度第 1 回子ども審議会資料

(令和 7 年 7 月 31 日)

審議の必要性

認可を受けた教育・保育施設（認定こども園、保育所等）が給付などの支給対象となるためには、利用定員を定めて、給付の実施主体である市から確認を受ける必要があります。そのうえで、支給認定を受けた子どもが確認を受けた施設を利用することで、施設型給付等を受けることができます。

なお、市が利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないとされています。

子ども・子育て支援法
（特定教育・保育施設の確認）

第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

三田市における利用定員設定の考え方

① 利用定員の区分（4区分）

■1号認定こども：年齢ごとの区分は設けない

■2号認定こども：年齢ごとの区分は設けない

■3号認定こども：0歳と1・2歳を区分して定める

② 原則、利用定員は認可定員を超えない範囲内で、利用状況を反映して設定する。

③ 利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合は、実際の利用者数や今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定するが、認可定員をあわせて減少させる必要はない。

④ 利用者数が利用定員を超える場合は、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

⑤ 既存施設の新たな区分の設定や移行等の場合は、需給バランス等を考慮し、事業者と協議のうえ、利用定員を設定する。

令和7年度利用定員の設定等について

令和7年度（令和8年度向け）、私立保育所1園から幼保連携型認定こども園への移行とそれに伴う（認可定員・）利用定員の設定について、申し出がありました。市としては、事前協議に続いて、県への認定こども園設置認可・認定申請書類の内容確認、現地確認を行い、同園内の2号認定・1号認定の変更利便性等を勘案し、申し出どおり設定することとしております。

その他、利用定員の設定等については、私立園3園から設定、変更の申し出がありました。市としては、事前協議を行い、①現在の利用状況を踏まえ、②1・2歳児の供給の必要性等を勘案し、申し出どおり設定、変更することとしております。公立の認定こども園についても1園が次のとおり変更することとしております。

1. 保育所の幼保連携型認定こども園への移行とそれに伴う利用定員の設定

施設名称	(変更前)	ほしのさと保育園				
	(変更後)	幼保連携型認定 ほしのさとこども園				
設置場所	三田市ゆりのき台2丁目3番地1					
事業者	社会福祉法人 愛心会					
施設の種類	(変更前)	保育所				
	(変更後)	幼保連携型認定こども園				
認可定員	(変更前)	120				
	(変更後)	135				
		1号 認定	2号 認定	3号認定		計
				1・2歳	0歳	
利用定員	(変更前)	—	75	36	9	120
	(変更後)	15	75	36	9	135
増減		15	—	—	—	15
【参考】 令和7年6月1日在園児		—	73	35	9	117

【考え方】

新たに1号認定（3・4・5歳それぞれ5名）を設定しようとするものです。保護者の育休延長や転職等、以前より柔軟な働き方が増えつつある中で、保育の必要性がなくなった場合でも児童が退園しなくてすむ認定こども園の需要が高まっており、変更は妥当と考えます。ただし、原則として2号認定から1号認定への変更を主体とし、1号認定の外部募集は若干名に止める運営を求めます。

2. 利用定員の変更

施設名称	認定こども園湊川短期大学附属北摂第一幼稚園				
設置場所	三田市武庫が丘4丁目10番地				
事業者	学校法人湊川相野学園				
施設の種類	幼稚園型認定こども園				
認可定員	300				
	1号 認定	2号 認定	3号認定		計
			1・2歳	0歳	
利用定員（変更前）	120	80	30	—	230
利用定員（変更後）	70	90	30	—	190
増減	▲50	10	—	—	▲40
【参考】 令和7年6月1日在園児	51	87	23	—	161

【考え方】

現状を踏まえ、1号認定について減少させ、2号認定について増加させるものです。保護者の需要に合致することから、変更は妥当と考えます。

3. 利用定員の変更・設定

施設名称	認定こども園湊川短期大学附属北摂中央幼稚園				
設置場所	三田市すすかけ台2丁目16番地				
事業者	学校法人湊川相野学園				
施設の種類	幼稚園型認定こども園				
認可定員	305				
	1号 認定	2号 認定	3号認定		計
			1・2歳	0歳	
利用定員（変更前）	180	80	—	—	260
利用定員（変更後）	130	95	5	—	230
増減	▲50	15	5	—	▲30
【参考】 令和7年6月1日在園児	117	91	—	—	208

【考え方】

現状を踏まえ、1号認定について減少させ、2号認定について増加させるものです。また、3号認定1・2歳区分のうち、新たに2歳5名を設定するものです。保護者の需要に合致し、また、特にウディタウン地区における2歳の供給の必要性は高いことから、変更は妥当と考えます。

4. 利用定員の変更・設定

施設名称	認定こども園湊川短期大学附属北摂学園幼稚園				
設置場所	三田市学園 7 丁目 1 番地 3				
事業者	学校法人湊川相野学園				
施設の種類	幼稚園型認定こども園				
認可定員	145				
	1号 認定	2号 認定	3号認定		計
			1・2歳	0歳	
利用定員（変更前）	90	45	—	—	135
利用定員（変更後）	70	55	10	—	135
増減	▲20	10	10	—	—
【参考】 令和7年6月1日在園児	65	51	—	—	116

【考え方】

現状を踏まえ、1号認定について減少させ、2号認定について増加させるものです。また、3号認定1・2歳区分のうち、新たに1・2歳5名ずつ計10名を設定するものです。保護者の需要に合致し、また、特にウディタウン地区における1・2歳の供給の必要性は高いことから、変更は妥当と考えます。

5. 利用定員の変更

施設名称	三田市立認定こども園ありまふじ幼稚園				
設置場所	三田市志手原881番地				
事業者	三田市				
施設の種類	幼稚園型認定こども園				
認可定員	90				
	1号 認定	2号 認定	3号認定		計
			1・2歳	0歳	
利用定員（変更前）	75	15	—	—	90
利用定員（変更後）	65	25		—	90
増減	▲10	10		—	0
【参考】 令和7年6月1日在園児	17	12	—	—	29

【考え方】

2号認定の内訳（令和7年6月1日時点）は、3歳児9名、4歳児3名、5歳児0名であり、**園区の対象年齢人口の状況から**、次年度以降も3歳児の供給の必要性が高いことが見込まれます。1号認定については利用定員を10名減らしても地域の子どもの受け入れは十分可能であるため、変更は妥当と考えます。